

令和7年度 第1回 札幌方面豊平警察署協議会議事概要

1 開催日時

令和7年6月26日(木) 午後2時00分から午後3時30分までの間

2 開催場所

札幌方面豊平警察署 3階道場

3 出席者

(1) 協議会委員 11名 (定員11名)

会 長 埜本 麻名

副会長 北川 洋一

委 員 早瀬 京太、水上 悟、今藤 亜矢子、有田 京史、
神山 明弘、山本 典子、佐藤 未帆、向 俊孝、杉岡 洋子

(2) 豊平警察署 6名

署 長 屋代 芳彦

副署長 板垣 孝謙

刑事・生活安全官 大嶋 康弘

地域官 荒川 淳

交通官 小野寺 一允

警務官 安藤 伸一 (事務局)

4 開 会

5 会長選出・会長挨拶

6 署長挨拶

7 議 事

(1) 犯罪情勢について

(2) 交通事故等情勢について

(3) 議事に関する委員からの要望・意見

○ なし

8 諮問事項

「交通事故抑止に向けた住民との協働」

(委員からの答申)

- 地域住民で交通事故防止にいろいろな角度から協力しているが、昨年の小学生の死亡事故について、歩行者の信号が「青」だったのに信号無視の車両に轢かれた。

今後は、警察でも取り組んでいる「ハンドサインでストップ運動」をさらに推し進めるべきと考える。

最近の子供は手を上げて横断歩道を渡る習慣が薄れている。

信号の「赤」色は危険、「青」色は安全という教えがあるが、「青」は渡ることができると認識させる必要がある。

自分の身は自分で守る教育が必要ではないかと、今回の事故で改めて認識した。

さらに、横断歩道では一時停止する運転手が少ないと感じる。

歩行者がいる場合、横断歩道で止まるのは義務だとドライバーに認識させることが重要だと考える。

(警察回答)

- 今後の、交通安全教養等に反映させたい。

(委員からの答申)

- 小学校の通学路など、清田区内で横断歩道の道路標示が消えていたり薄くなっている場所がある。

そういう場所では、運転手から見たら、歩行者が急に車道に出てきたと思うだろう。

基本的なインフラ整備と言うことで、地域など色々協力して解決できる仕組みがあれば良い、地域独自で横断歩道を塗り直すことはできるのか。

近年地球温暖化で、雪が降っていない期間が長くなっており、横断歩道が見える期間も長くなるのではないか。

(警察回答)

- 薄くなっている道路標識は、本部交通規制課に報告し塗り直しの手続きをしている。地域独自で塗ることの可否については確認する。

最近の人身事故も、横断歩道が薄くなっている所で起きた事例があった。

協議会で意見があったと本部交通規制課に加えて報告する。

(委員からの答申)

- 交通安全母の会で、「交通安全は家庭から」というスローガンがあるが、毎朝の家庭での声かけの積み重ねが響くのではないか。

交通ルールを守らない大人がいた場合、真似る子供が出てくる。

交通ルールは家庭でも教える必要がある。

歩行者は車の運転手が気を付けてくれると先入観を持っている。

家庭で、「うるさい」と思われても良いから繰り返し言っていかないと、交通事故は減らない。

(警察回答)

- 今後も地域の家庭と、警察ができる交通安全教育を協働して進めて行く。

(委員からの答申)

- 先日、勤めている商業施設の敷地内で物損事故があった。

買い物で来た客同士の物損事故であったが、ぶつかった車は反動で他の客の車にも接触した。

道路だけではなく、駐車場内における交通事故も気を付けるべき。

事故を少しでもなくせるよう、気をつけて協力していきたい。

(警察回答)

- 商業施設における事故防止は、現在、各種交通イベントを協働して啓発しているが、今後も協力体制を推し進める。

(委員からの答申)

- 交通事故防止教育は、その教室に入った人にしか分からない、ドライバーにも注意喚起するような仕組みが必要と考える。

(警察回答)

- 幹線国道の大型LEDビジョンを用いた看板に、企業の協力を得て、交通安全に関わる啓発映像を表示してドライバーにも啓発を行っているが、意見を受けて今後とも継続して推進する。

9 昨年（令和6年9月4日開催）の要望・意見に関する警察の措置状況

(1) 民生委員と警察署の協力体制

ア 昨年の協議会における委員の提言

- 住民の情報や不審な居住者などの情報は、地区の民生委員が握っている。

民生委員と交番員の情報交換をシステム化できれば、多くの不審者情報など犯罪者情報が得られるのではないか。

イ 警察の措置

今回の警察署協議会から協議会委員に豊平区の民生委員1名と清田区の民生委員1名が加わり、委員の意見が実現できた。

これにより各地区の民生委員の情報が、協議会に反映されることが期待できる。

ウ 委員からの謝辞

意見が反映されたことに、感謝の意を述べたい。

10 報告事項

懲戒処分等報告について。

11 次回の諮問事項等

(1) 開催予定

令和7年9月上旬を予定

(2) 諮問事項の事前周知

次回諮問事項は、今回の答申の内容を反映させ事前周知する。

12 閉 会